

婚姻届

平成15年12月1日届出

茨城県鹿嶋市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	茨城県鹿嶋市長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

本届出書中
字削除
字加入

(1)	(よみかた)	夫 になる 人		妻 になる 人	
	氏 名	この 氏	よしお 名	おつの 氏	ゆか 名
	生 年 月 日	甲 野	義 男	乙 野	由 香
		昭和 53年 7月 12日		昭和 56年 10月 23日	
(2)	住 所	茨城県鹿嶋市大字平井1187		茨城県鹿嶋市大字津賀1919	
	〔住民登録をして いるところ〕	番地1 番 号		番地1 番 号	
世帯主 の氏名				世帯主 の氏名	
(3)	本 籍	茨城県鹿嶋市大字平井1187		茨城県鹿嶋市大字津賀1919	
	〔外国人のときは 国籍だけを書いて ください〕	番地1 番		番地1 番	
筆頭者 の氏名		甲 野 和 夫		筆頭者 の氏名 乙 野 正 治	
	父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄 〔他の養父母は その他の欄に 書いてください〕	父	甲 野 和 夫	続 き 柄	父 乙 野 正 治
		母	秋 子	長 男	母 乙 野 正 治
				長 女	春 子
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍 (左の <input checked="" type="checkbox"/> の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 茨城県鹿嶋市大字平井1187		番地1 番
(5)	同居を始めた とき	平成 15年 12月	〔結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください〕		
(6)	初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別	年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚
			<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別	年 月 日	
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯		
		夫 妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯		
		夫 妻	3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人か ら99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
		夫 妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未 満の契約の雇用者は5)		
		夫 妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯		
		夫 妻	6. 仕事をしている者のいない世帯		
(8)	夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をする年だけ書いてください)			
		夫の職業	妻の職業		
	そ の 他				
	届 出 人 署 名 押 印	夫 甲 野 義 男 印	妻 乙 野 由 香 印		
	事 件 簿 番 号	連絡先の電話 (82) 2911番・自宅、勤務先、呼出 方			

記入の注意

鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。
夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください (役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。)
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証 人	
署 名 押 印	乙 川 幸 一 印
生 年 月 日	昭和 29年 2月 10日
住 所	茨城県鹿嶋市大字平井1
	番地 番 号
本 籍	茨城県鹿嶋市大字平井1
	番地 番
	丙 山 夏 子 印
	昭和 32年 9月 29日
	茨城県鹿嶋市大字津賀1
	番地 番 号
	茨城県鹿嶋市大字津賀1
	番地 番

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

→ には、あてはまるものにのようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管) にも用いられます。

この届出に際して持参して戴くもの
1. 夫となる方の印かん 2. 妻となる方の印かん 3. 転出証明書 (この届出と同時に転入届をするとき) 4. 国保被保険者証 5. 国民年金手帳 4, 5は、加入者のみご持参下さい

→ 婚姻前の氏名を、本人が自署してください。